

京都市告示第 5 9 3 号

児童福祉法（以下「法」という。）第 2 1 条の 5 の 1 5 の規定により、次のとおり法第 2 1 条の 5 の 3 に規定する指定障害児通所支援事業を指定しました。

平成 2 7 年 3 月 5 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

マコム・プランニング株式会社（代表取締役 弘中 英一）

2 申請者の主たる事務所の所在地

大阪府大阪市北区東天満二丁目 2 番 1 4 号

3 事業所の名称

このこのアート 京都

4 事業所の所在地

京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町 8 3 0 - 1 4 ルヴィラ堀川 1 階

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成 2 7 年 3 月 1 日

7 事業所番号

2 6 5 0 2 0 0 0 6 2

(保健福祉局障害保健福祉推進室)